

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年4月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700404号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800001号

第1 結論

昭和50年4月から昭和58年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から昭和58年6月まで

私は、昭和50年頃にA市からB市に住所を移し、請求期間の国民年金保険料を信用金庫及び郵便局で納付していたと思うが、未納の記録になっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年頃にA市からB市に住所を移し、請求期間の国民年金保険料を信用金庫及び郵便局で納付していたと思うと陳述している。

しかしながら、改製原附票によると、請求者の住所は昭和50年3月にA市からB市に異動しているが、請求者は、同市で国民年金の加入手続及び住所変更手続をしたか覚えていないと陳述している上、同市は請求期間当時の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間における同市の国民年金の加入状況は不明である。

また、改製原附票によると、請求者の住所は昭和56年2月にB市からC市に異動しているが、請求者は、C市で国民年金の加入手続及び住所変更手続をしたか覚えていないと陳述している上、同市は請求期間当時の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間における同市の国民年金の加入状況は不明である。

さらに、日本年金機構の回答及び日本年金機構が保管する国民年金受付処理簿(住所A市)の備考欄には、ゴム印で「不在50」の記載はあるが、住所変更による「転出」等の記載がないことから、請求者は昭和50年度に不在被保険者(転出先が不明等住所が不明な被保険者)とされていることが推認できる。

加えて、日本年金機構が保管する年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在、住所A市)によると、請求者の記録に「フザイ」とあることから請求者は昭和50年度から昭和59年5月10日までの期間は不在被保険者として管理されていたことがうかがえる上、オンライン

記録の住所変更履歴にもB市の記録がないことから、請求者は、A市からB市に転出した後、同市において国民年金の手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間において納付していた国民年金保険料は、1か月約1万円だったと思うと陳述しているが、その金額は当時の国民年金保険料額と大幅に相違している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。